
2018年度（前期・後期）

長野県内大学単位互換履修生募集要項



学校法人松商学園

松本大学

この長野県内大学単位互換履修生（以下「単位互換履修生」という）の募集要項は、長野県内の大学で相互交流及び教育の充実を図ることを目的として行われた単位互換協定に基づくものです。

1 募集人数

募集人数は、「県内大学単位互換履修生受入対象授業一覧」の受入可能人数に記載のとおりです。なお、正規の授業を単位互換履修生向けの授業として開放し、本学の学生と一緒に受講していただくこととなるため、教室の収容能力の関係で、次のような場合は受講できないことがあります。

- (1) 本学の学生のみで教室の収容人数を超えた場合
- (2) 単位互換履修生の受入可能人数を超えた場合

2 開講期間

開講期間は、次のとおりです。（試験期間は別とする）

- ・前期開講科目 2018年4月9日（月）から2018年7月27日（金）まで
- ・後期開講科目 2018年9月21日（金）から2019年1月22日（火）まで

本年度の授業開始日は、次のとおりです。

開講部局	前期授業開始日	後期授業開始日
総合経営学部	4月9日（月）	9月21日（金）
人間健康学部	4月9日（月）	9月21日（金）

3 授業時間

授業時間は、次のとおりです。

時限	1	2	3	4	5	6
時間	9:40	11:20	13:30	15:10	16:50	18:30
	～	～	～	～	～	～
	11:10	12:50	15:00	16:40	18:20	20:00

4 開放授業科目

単位互換履修生への開放科目は、「県内大学単位互換履修生受入対象授業一覧」のとおりです。

5 受講資格

単位互換履修生として受講できる学生は、長野県内大学単位互換に参加している大学に在学する2年次以上の学部生とします。

6 出願手続

単位互換履修生として、県内大学開放科目の履修を希望する学生は、様式1「県内単位互換履修生願」に必要事項を記入の上、下記の期間内に所属する大学の担当係へ申請してください。

前期：2018年 4月2日（月）～2017年 4月6日（金）

後期：2018年 9月11日（火）～2018年9月18日（火）

7 検定料・入学料及び授業料

検定料・入学料及び授業料は、徴収いたしません。

なお、単位互換履修生が授業で使用するテキスト代及び授業に係るその他の費用は、単位互換履修生の負担となります。

8 受講証の交付

単位互換履修生として、本学の授業の受講を認められた者には受講証を交付しますので、来学の際は、所属する大学の学生証とともに持参してください。

9 図書館の利用について

単位互換履修生は、図書館の利用ができます。利用の際は、受講証を提示願います。図書検索等について不明な点は職員にお尋ねください。

10 福利厚生施設の利用

単位互換履修生は、売店、食堂の福利厚生施設を利用することができます。

11 単位互換履修生の呼び出し等

単位互換履修生の呼び出しには、対応いたしません。また、授業中は、携帯電話の電源を切ってください。

1 2 単位互換履修生の義務

単位互換履修生は、受講にあたり本学が行う教育及び研究に支障が及ぶことがないよう務めていただくとともに、授業担当教員の指示に従ってください。

1 3 受講の停止

単位互換履修生が義務に違反し、本学の秩序を乱し、又は単位互換履修生としてふさわしくない言動があった場合、受講を停止します。

1 4 損害賠償

単位互換履修生が本学の施設、設備等を破損したときは、届け出てください。その損害を賠償していただくことがあります。

1 5 通学方法等

本学の駐車場は限りがありますので、なるべく公共の交通機関等をご利用ください。
やむなく車で通学する場合は、学生課にて、駐車券を発行します。
許可なく車やバイクで通学し、トラブルや事故がおきた場合、本学では責任をおいませんでした承願います。

1 6 休講情報等

休講、補講、教室変更等の連絡は、原則として掲示によって行います。

1 7 その他

- ◎ 授業内容の紹介（シラバス）は、ホームページ又は、学生センター教務課窓口において閲覧できます。
- ◎ 単位互換履修生に関する本学の窓口は次のとおりです。

松本大学教務課 横沢

〒390-1295 松本市新村 2095-1

TEL 0263-48-7204（直通）